

## 東栄町学校運営協議会の概要（案）

## 1. 設置理由

東栄町では、これまでも地域に学び、地域に開かれた学校づくりによって、地域の方に協力いただきながら学校教育活動を推進して来た。その一方で、急速な社会の変化や価値観の多様化等により、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題が複雑化、多様化している。

そこで、多様な視点や力を活かしながら地域全体で将来につながる人づくりをさらに進めるため、学校と地域が共通の目的をもって連携や協働をするための仕組みづくりとして、令和6年4月とうえいコミュニティスクール（仮称）を設置する。

設置にあたっては、これまでの取り組みや連携を十分に活かしながら、理念の実現を目指すことを関係者と十分に共有する。（参照：今ある取り組みを活かして）

なお、本来の「学校運営協議会（コミュニティスクール）」とは、学校運営協議会を設置した学校を指すが、東栄町においては、話し合いの場である「学校運営協議会」と実現のためにつながる場である「地域学校協働本部」が両輪として機能してこそ、本来の目的が達成されるものであることから、これら全体を指して「とうえいコミュニティスクール（以下「とうえいCS」という。）」とする。

## 2. 理念

町の文化や歴史を大切にしながら、未来を担う子どもたちを地域全体で育てることで、「将来につながる人づくり」を目指す。

## 3. 実施体制

別添 概要図（案）のとおり

## 4. 学校運営協議会（設置規則の制定及び教育委員会規則の改正）

(1) 機能	<p>① 承認等 詳細は(3)の1)参照</p> <p>保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参加し、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを共有しながら、目標の実現に向けて話し合う場</p> <p>(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。</li> <li>・ 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べるができる。</li> <li>・ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。</li> </ul>
	<p>② CS理念の実現に向けた熟議・検証・参画促進・周知・教育委員会へ報告</p> <p>詳細は(3)の2)参照</p>

<p>(2) 組織</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次に掲げる者を含む委員12名以内をもって組織する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 保護者の代表</li> <li>2) 地域の代表</li> <li>3) 社会教育活動に関わりのある者</li> <li>4) 地域づくり活動に関わりのある者</li> <li>5) 東栄小学校長</li> <li>6) 東栄中学校長</li> <li>7) とうえい保育園長</li> <li>8) その他教育委員会が適当と認める者</li> </ol> </li> <li>・任命に当たっては、当該学校の校長から意見を聴取する。</li> <li>・委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。</li> <li>・任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、初年度となる令和6年度は、検討委員会からの流れを活かし任期は1年とする。</li> <li>・報酬は、東栄町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に基づく。(日額7,000円 その職務が4時間以下の場合は3,500円)</li> </ul>
<p>(3) 所掌事項 1) 承認事項等</p>	<p>①校長は毎年度、次に掲げる事項について学校運営方針を作成し、学校運営協議会(以下「協議会」という。)の承認を得なければならない。(承認)</p> <p>②教育目標及び学校経営方針</p> <p>③教育課程の編成に関すること</p> <p>④組織編制に関すること</p> <p>⑤学校行事の計画に関すること</p> <p>⑥その他校長が必要と認めること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校長は、上記の規定により承認された方針に従って学校を運営する。</li> </ul> <p>②協議会は、学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べるができる。上記①で承認された基本的方針の実現に資する事項であり、個人を特定しての事項、分限処分・懲戒処分などは対象外。</p>
<p>(3) 2) 取扱事項</p>	<p>①委員が全員参加し、理念の実現に向け、対等な立場で熟議する。</p> <p>②対象学校の運営状況について、毎年度1回以上検証(学校評価CS、協議会の自己評価、とうえいCSの自己評価及び検証)を行う。</p> <p>③対象学校の運営等について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるように努める。</p> <p>④協議結果の情報提供・周知(学校だより等・ブログ・PTA役員会等)</p> <p>⑤教育委員会への報告</p>
<p>(4) その他</p>	<p>協議会は原則公表とする。</p> <p>年間スケジュールは別添案のとおり。</p>

5. 地域学校協働本部（設置要綱制定）

(1) 機能	<p>【地域学校協働本部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域学校協働活動を推進するための緩やかなネットワーク体制</li> <li>・全体の企画・調整</li> <li>・多くの地域住民等の参画による多様な地域学校協働活動の推進</li> <li>・継続的かつ安定的な地域学校協働活動の推進</li> </ul> <p>【地域学校協働活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広く地域住民等が参画し、とうえいCSの理念に向かって、地域と学校が相互に連携・協働して行う様々な活動</li> </ul>
(2) 組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域学校協働活動推進員、学校関係者、その他教育委員会が必要と認める者によって組織する。</li> <li>・地域学校協働活動推進員は、協働活動の企画調整を行う。</li> </ul>
(3) 所掌事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会が目指す理念を実現するための協働活動を行う。</li> <li>・設置した部会の運営を行う。</li> <li>・協働活動に関する計画を策定する。</li> <li>・協働活動推進のための体制を整備する。</li> <li>・協働活動への地域住民等の参画を促進する。</li> <li>・協働活動の評価を行い、教育委員会へ報告する。</li> </ul>
(4) その他	年間スケジュールは別添案を参照

6. とうえいコミュニティスクールの方向性

令和3～5年度 準備・検討期間

令和6年度 設置・運営開始・第1期計画期間1年目

令和7年度 第2期計画期間に向け、理念の見直し及び次の10年の見直し検討

令和8年度 第2期計画期間開始（令和17年度までとし、中間の前年となる令和12年度中間見直し）

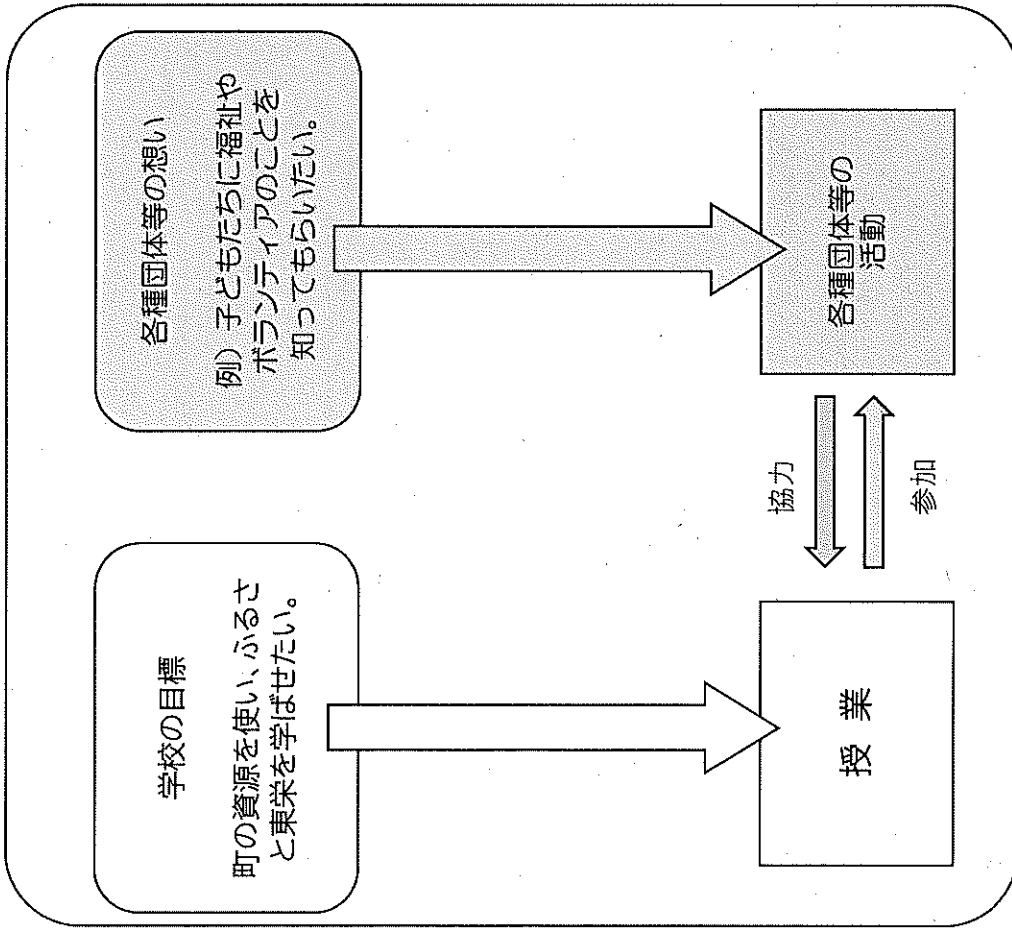
※以下、町の総合計画に合わせたサイクルで「理念や見直し」をチェック

(年度)

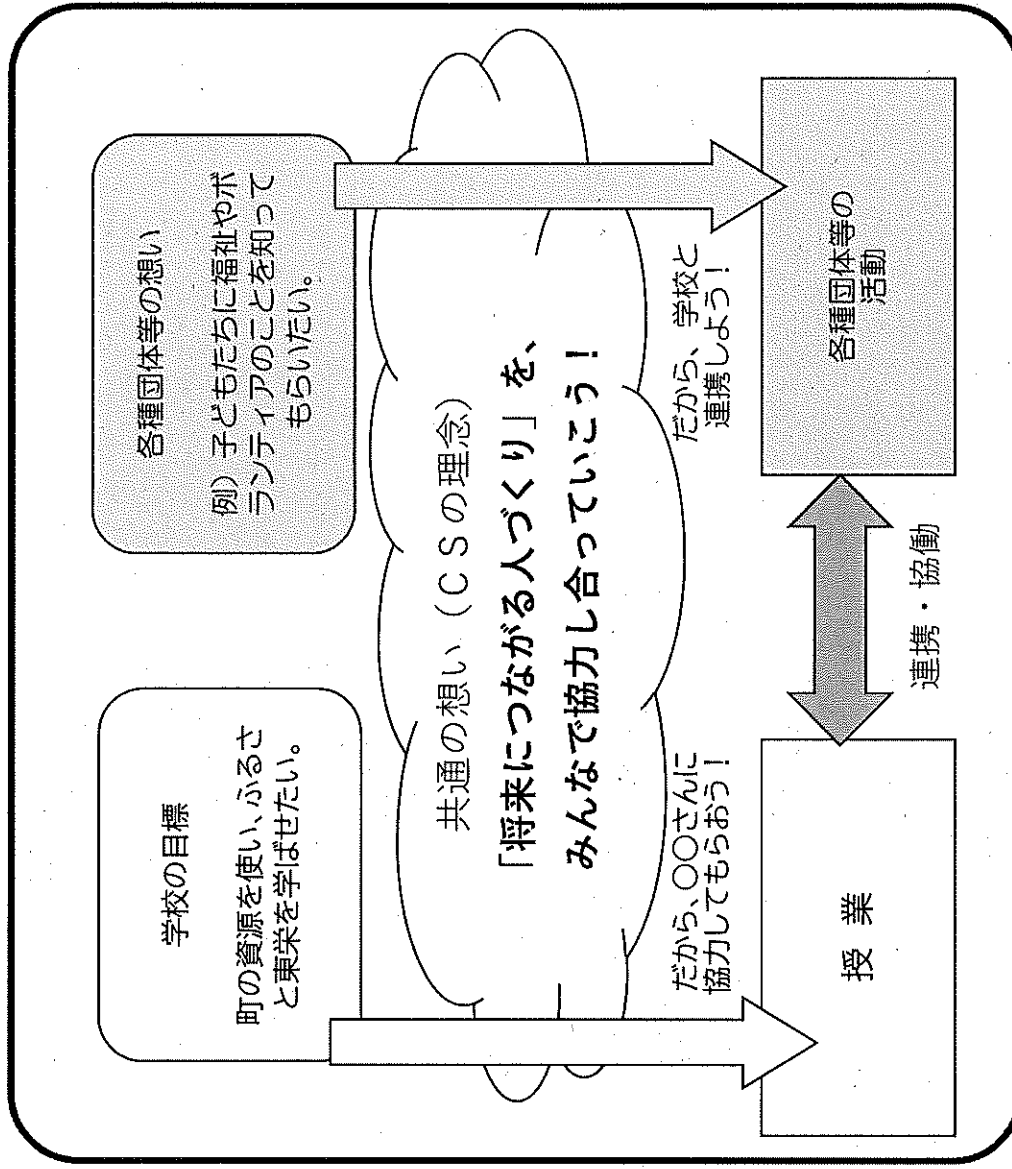
	R3	R4	R5	R6	R7	R8～11	R12	R13～16	R17	R18～
CS	地域連携教育情報交換会	検討委員会		設置（第1期）				第2期（R8～17）		第3期（R18～27）
内容	CS設置に向けた準備・検討			熟議（理念・今後の見直し）			中間見直し		次期見直し	※R22で中間見直し

# 【イメージ図】 今ある取り組みを活かして

これまで



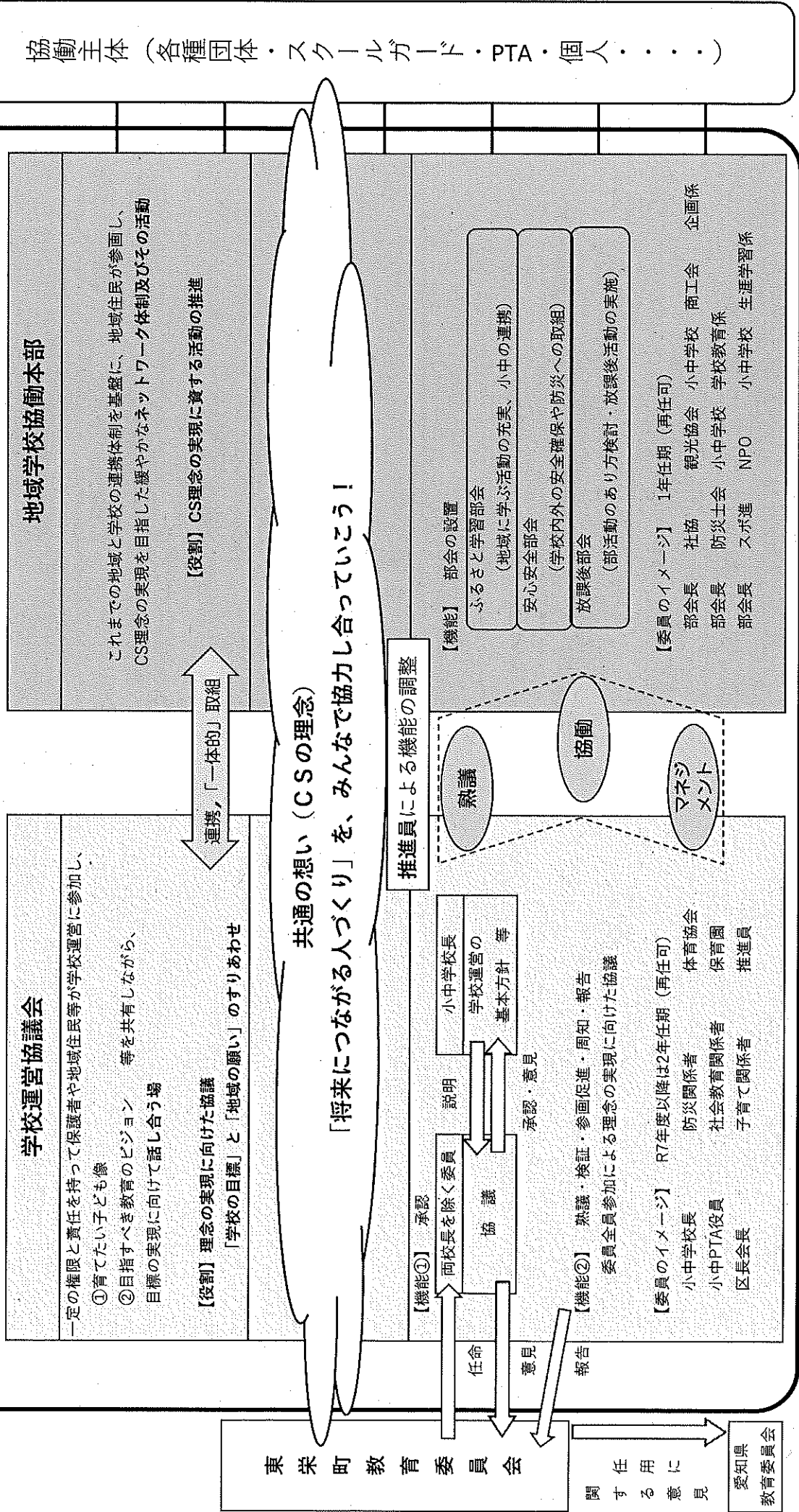
CS導入後



概要図

とうえいコミュニケーションスクール (案)

東栄小学校・東栄中学校



スケジュール (案)

	小中学校	とうえいコミュニティスクール (とうえいCS)		教育委員会	総合教育会議
		学校運営協議会	地域学校協働本部		
4月		①学校運営方針の承認	⑦CS理念の共有・年間計画策定	委員の任命 (委嘱)	
5月				①及び⑦の報告	
6月					
7月	保護者会での報告		①各部会の進捗状況共有 (地域防災訓練・町文化祭・その他)		
8月		②学校運営に関する協議・研修			
9月				④及び②の報告	年間計画及び中間報告 前年度評価等の報告
10月			⑦各団体等の取り組み発表 (文化祭や作品展示を活用)		
11月		③学校運営に関する協議 教職員の任用について			
12月	保護者会での報告			⑦及び③の報告	
1月					
2月		④自己評価	⑤協働活動の評価		期末報告
3月	保護者会での報告	★活動報告・自己評価の公表		★の報告 委員報酬等の支払い	
	次年度方針検討				